

平成26年7月31日開催

第 26 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第26回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年7月31日(木) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階娯楽室
3. 出席委員 22 人 (欠席委員2名)

1	番	安	田	悦	郎	欠	1	3	番	西	村	和	夫	出
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	出	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井	義	薫	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	出	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	隆	敏	出	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田		猛	出	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田孝義
主 幹 二本柳浩一
主 査 神谷貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 現況証明下附願いに対する発給の専決処分について

報告第3号 現況確認について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第4号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>平成26年7月31日招集、第26回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 本日、1番安田悦郎委員、15番前川達哉委員より、欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。以上により、出席委員は24名中22名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることをご報告いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、6番藤原俊哉委員、8番小林嘉弘委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第1号1番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。 (●●番●●委員 退室)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局より報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、●●番●●委員の入室を認めます。 (●●番●●委員 入室)</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第2号、現況証明下附願いに対する発給の専決処分についてを、議題といたします。事務局より報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第2号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給の専決処分については1件です。議案書をもとに説明します。</p>

事務局	【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>本案件は、地目変更登記のため願出が出され、平成26年7月8日付けで会長の専決処分により証明書を発給しましたので、ご報告いたします</p> <p>願出地は、先月開催されました第25回総会で、非農地との議決をいただいた静内神森●●番●●の隣接地であり、この度、願出地の公簿地目が「田」、現況地目が「宅地」となっており、公簿地目も「宅地」に地目変更するため願出がされました。</p> <p>先月の静内神森●●番●●の現地調査において、本案件の願出地も見ておりましたので、地区担当農業委員から非農地である旨のご意見の確認をいたし、会長の専決処分により証明書を発給しております。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
14番	報告第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第2号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に報告第3号、現況確認についてを、議題といたします。 事務局より報告第3号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第3号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。 議案書をもとに説明します。
事務局	【報告第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>願出地は、公簿及び現況地目が「用悪水路」となっておりますが、十数年前から畑として利用されており、現況地目を「畑」とするために願出がされました。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、現況が農地・採草放牧地で妥当である旨の意見をいただいております。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	報告第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第3号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第3号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。

議長 次に議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請については3件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番ですが、既存住宅が狭隘並びに老朽化したことから、農家住宅を新築するもので、申請地は農業用施設用地に近接しており、営農管理上最適地であると判断し選定されています。また、申請地は主に採草地であります。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えられます。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、住宅面積及び駐車場面積、管理用地と過大な転用面積では無いなど、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明につきまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、現在居住している住宅が老朽化したことから、農家住宅を新築するもので、申請地は農業用施設及びビニルハウスに近接しており、営農管理上最適地であると判断し選定されています。また、申請地は主に牧草地であります。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えられます。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、過大な転用面積では無いなど、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明につきまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。(質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	次に、事務局より議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位3番ですが、経営規模拡大のため牛の頭数が増加したことから、牛舎を建築するもので、申請地は放牧地及び堆肥場に近接しており、営農管理上最適地であると判断し選定されています。また、申請地は主に牧草地であります。営農に支障がないよう配慮されています。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えられます。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、過大な転用面積では無いなど、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明につきまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番の集積計画について決定といたします。

議長 次に議案第3号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第3号順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更等については、編入2件、除外2件、用途変更1件、マスタープラン計画の変更2件の計7件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番ですが、新規就農者による施設園芸野菜等の農用地として利用される予定で、編入された後に、新規就農者へ所有権移転されることになっております。

該当地は牧草地として利用されており、現在、農業振興地域内の農用地区域外となっておりますが、今後においても農用地として利用されるため、町へ編入の届出がされまして、町より意見を求められているものです。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、編入について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、農業生産法人による養豚経営のため農用地として利用されるものです。該当地は現在、農業振興地域内の農用地区域外となっておりますが、今後においても農用地として利用されるため、町へ編入の届出がされまして、町より意見を求められているものです。

なお当案件は、議案第2号1番で審議いただきました、基盤強化促進法による売買の所有権移転と関連しており、農用地区域内に編入されたのち、所有権移転が行われるものです。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、編入について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

6番 農業振興地域の農用地区域内と区域外の違いで生じる不都合は、何があるのか。

事務局 農用地区域内に入っていないと、基盤強化促進法による所有権移転後に、売主の譲渡所得に係る特別控除が受けられないこととなります。よって、今回の総会で編入についても審議いただくこととなりました。

6番 分かりました。

議長 その他に、何かご質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号順位3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、現在居住している住宅が老朽化したため、農家住宅を新築するもので、事業計画地は、農業用施設及びビニルハウスに近接しており、営農管理上最適地を選定しております。農家用住宅のため農用区域内からの除外の届出が町にされまして、除外について町より意見を求められているものです。
なお当案件は、議案第2号2番で審議いただきました、農地法第4条転用に関連しており、農用区域内からの除外も4条転用許可要件の1つとなっております。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、計画面積は、内容からみても過大なものではなく必要な面積であり、除外について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号順位4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位4番ですが、事業計画地付近における携帯電話サービスの品質向上を図る必要があることから、中継施設を新設するものです。
計画地は道路に隣接し、電波の効率的供給により、広い通話エリアを確保できる最適地が選定されています。農業振興地域の農用区域内の計画のため、町へ除外の届出がされまして、町より意見を求められているものです。
なお、認定電気通信事業者が行う認定電気通信事業のための中継施設の設置については、農地法第5条第1項第7号及び同法施行規則第53条の14号に基づき許可が免除され、転用事業計画書を北海道に提出する手続きのみとなっております。この度の事業計画者は、すでに事業計画書を北海道に提出されておりますので、申し添えます。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、事業計画は必要最小限の面積で計画されており、除外について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号順位5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位5番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、家畜の増加のため牛舎を新築するもので、家畜の営農管理上、最適地が選定されております。計画地が農業振興地域の農用地区域内のため、町へ用途変更の届出がされまして、町より意見を求められているものです。

なお、計画地が200㎡を超える案件のため、議案第1号3番で審議いただきました農地法第4条転用の農業用施設の建設で転用申請もされております。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたが、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号5番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に、事務局より議案第3号順位6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位6番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため申請がされて、町より意見を求められているものです。

なお、計画地は農用地区域外の第1種農地であり、議案第1号1番で審議いただきました農地法第4条転用と関連しており、マスタープランの変更も4条転用許可要件の一つとなっております。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、過大な面積転用では無いなど、マスタープランの変更について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第3号6番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号6番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号6番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、事務局より議案第3号順位7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号7番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位7番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため申請がされて、町より意見を求められているものです。 なお、計画地は農用地区域内の農地であるため、議案第3号3番で審議いただきました農用地区域内からの除外と関連しており、除外により第1種農地となります。また、議案第1号1番で審議いただきました農地法第4条転用と関連しており、マスタープランの変更も4条転用許可要件の一つとなっております。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、過大な面積転用では無いなど、マスタープランの変更について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第3号7番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号7番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号7番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に議案第4号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。 事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については、3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、農用地区域外の狭隘な農地であります。この土地の一部に古い建物が建っており、その他の部分も雑木が生い茂るなど、十数年以上前から農地としての利用はされていない土地であります。この度、地目変更登記のため証明願いが出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしい
ですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第4号順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は、農用地区域外の狭隘な農地であります。先ほど審議いただきました議案第4号
1番の土地に隣接した土地であります。現状は、草木が生い茂っており肥培管理がされてお
りません。この度、申請地を処分するために非農地証明の願いが出されたものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていたき、
非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしい
ですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第4号順位3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は、宅地に隣接した狭隘な農地であります。現状は、20年以上前から建てられてい
る倉庫などの農業用施設であり、この度、登記について整理するため、証明願いが出された
ものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていたき、
非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしい
ですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第26回総会を閉会
いたします。

(終了時刻 午前10時41分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成26年7月31日(議事録調整日 平成26年8月12日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟